

令和4年7月

認定認知症領域検査技師各位

日臨技認定センター

## 令和4年度 認定認知症領域検査技師登録更新の案内

日臨技認定センターの認定は5年毎に登録更新が必要で、更新手続きは有効期間の最終年に行われます。ただし、2020年度は新型コロナウイルスの影響を加味して日臨技主催の講習会等を全く開催していないことより、全認定者の更新期間を一律に1年延長する事をしていました。したがって、2020年度以前に登録された認定技師の認定有効期間は6年となっていますので、更新年度についてお間違いのないようご注意ください。なお、有効期間の確認方法は更新対象者欄に記載していますので、各自でご確認をお願い致します。更新対象者のうち認定認知症領域検査技師制度の登録更新希望者は、下記の要領に従い更新手続きをされるようご案内致します。なお、本更新が行われなければ認定失効となり、再受験いただく事となります。諸事情により更新困難な場合は、更新延免申請書（申請書2）に必要事項を記載のうえ登録更新申請書（申請書1）と合わせて更新申請期間内にご提出ください。

### ・更新対象者

認定認知症領域検査技師の資格を有している者で、有効期間の最終年度を迎える下記の者。

- 1) 第3回認定試験に合格し、2017年度に認定技師として登録された者。
- 2) 延免措置等の特例により本年度に更新申請が必要となる者。

有効期間の確認方法：

会員専用サイト⇒日臨技会員メニュー⇒会員情報確認⇒日臨技認定資格歴

### ・更新申請要件

- 1) 日本臨床衛生検査技師会会員を認定資格取得日から更新申請時まで継続していること。
- 2) 更新申請時に「日臨技生涯教育研修制度」修了者であること。
- 3) 認定期間内に日臨技認定センター主催の資格更新指定研修会の参加履修を完了していること。
- 4) 認定期間内に認定技師対象単位承認研修会に参加し、更新審査基準に定められた履修単位を取得していること。
- 5) 更新申請時に日本認知症予防学会の会員であること。

#### **・更新申請手順**

会員サイトログイン後、画面右「日臨技会員メニュー」バナーの「認定資格申請」をクリックして、各資格申請の画面にある「入力ガイド」に沿って申請してください。

(または、会員メニューの「認定資格申請」タブをクリックしても同じ申請画面が出てきます。)

#### **・更新申請に必要な書類**

登録更新申請書、更新延免申請書（該当する場合のみ）、履修単位の取得に係る証明書  
(会員サイトの上記メニューにて入力あるいは様式をダウンロードのうえ作成・アップロードをお願い致します。更新延免申請をする方のみ郵送にてご提出ください。)

#### **・更新申請期間**

認定有効期間最終年の10月1日(土)～11月15日(火)

#### **・更新資格審査**

更新申請締め切り後から1月末日まで

#### **・認定証発行および認定期間**

認定証は、資格更新申請の年度内（3月中）に発行致します。

更新後の認定期間は、資格更新申請の翌年度4月1日から5年間となります。

#### **・氏名の公表について**

この制度による認定技師は各都道府県、支部において指導者的役割を担って頂く事を目標の一つとしていることから、特に申し出のない限り会報などに氏名を公表致します。

#### **・更新申請および登録料**

5,000円（クレジット払いのみ）

以上

日本臨床衛生検査技師会会員番号

## 認定認知症領域検査技師制度

### 登録更新申請書

以下の書類を提出しますので認定更新の審査をお願い致します。

1. 申請書 1 登録更新申請書（本紙）
2. 申請書 2 更新延免申請書

申請日：令和 年 月 日

日本臨床衛生検査技師会会員番号 \_\_\_\_\_

日本認知症予防学会会員番号 \_\_\_\_\_

認定認知症領域検査技師認定番号 \_\_\_\_\_

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

日臨技会員番号：\_\_\_\_\_ 認定証番号：\_\_\_\_\_ 申請者氏名：\_\_\_\_\_

## 更新延免申請書

下記の事由により認定認知症領域検査技師資格更新の手続きならびに更新の条件が遂行できなかったため、認定更新の延免申請を致します。なお、次の1～3については了承しています。

1. 延免期間は1年間が上限であること
  2. 日臨技認定センターで個別に審査されること
  3. 審査の結果、延免が認められない可能性があること
- ・更新延免を申請する具体的な理由（以下に記載）

### 【施設長または所属長記載欄】

上記、記載事項に相違ないことを認めます。

令和 年 月 日

施設名・所属名 \_\_\_\_\_

施設長または所属長の役職名 \_\_\_\_\_

施設長または所属長の氏名 \_\_\_\_\_ 印

別 表（平成31年4月1日改正）

※平成31年4月1日からの取得について有効

「資格更新審査基準単位」

認定認知症領域検査技師の資格更新審査に必要な最低単位数は100単位とし、次の中から取得した単位の合計数をもって審査するが、2022年4月1日以降の更新者（2017年4月1日以降に認定資格を取得した認定技師）については、資格更新のためのJSDP（日本認知症予防学会）技師講座又は指定講習会のどちらかを少なくとも1回受講し、20単位を取得していることを資格更新の要件とする。なお、認定試験の受験に必要な単位は資格更新審査基準単位の必要最低単位数の2分の1以上とする。

1. 日臨技主催のJSDP技師講座（2日コース）の修了 40単位

2. 日臨技主催のJSDP技師講座（1日コース）の修了 20単位

- 予防学会学術集会併設の日臨技主催のJSDP技師講座は、予防学会の会員でなくても受講できるものとする。

3. 日臨技主催の指定講習会（2日コース）の修了 30単位

4. 日臨技主催の指定講習会（1日コース）の修了 20単位

5. 日本医学検査学会前日のスキルアップセミナーの修了 20単位

6. 各支部または都道府県技師会主催の認知症対応力向上講習会であり以下の条件にすべて合致している日臨技承認研修会の参加終了 10単位

[条件]

- 研修内容の中に認知症の検査への理解を深める内容があること
- 通算講義時間は5時間を超えるもの（休憩を含めて5時間以上としてもよい）
- 主催者より日臨技認定センター宛に開催の3ヶ月より前に申請され、審議会委員である日臨技理事により承認されたもの
- 講義参加証明書（修了証書ほか）が発行されること

7. 審議会委員を派遣する認知症関係学会の主催する研修会・講演会の参加 10単位

8. 上記1から7における講師を務めた場合 10単位

9. 日臨技各種認定制度の認定資格保有者 20単位

10. 都道府県技師会を含む他法人および他学会主催の認知症領域に関する研修会で、以下の条件すべてに合致している承認研修会への参加 5単位

[条件]

- 通算講義時間は3時間を超えるもの
- 主催者より日臨技認定センター宛に開催の3ヶ月より前に申請され、審議会委員である日臨技理事により承認されたもの
- 講義参加証明書（修了証書ほか）が発行されること

11. 予防学会学術集会への参加 20単位

12. 認知症に関する一般演題、シンポジウム等の学会発表：筆頭 10 単位、共著 5 単位

[条件]

- 抄録掲載のあるもの
- 日本語の発表でも外国語の発表でもよい
- 認知症の一次予防、二次予防、三次予防のいずれかに該当する内容であること

13. 認知症に関する原著論文：筆頭 20 単位、共著 10 単位

[条件]

- 掲載雑誌は問わないが、査読付き論文であること
- 日本語論文でも外国語論文でもよい
- 認知症の一次予防、二次予防、三次予防のいずれかに該当する内容であること

14. 認知症に関するその他論文：筆頭 10 単位、共著 5 単位

[条件]

- 掲載雑誌および査読の有無は問わない
- 日本語論文でも外国語論文でもよい
- 認知症の一次予防、二次予防、三次予防のいずれかに該当する内容であること

(※JSDPとは日本認知症予防学会の略称である。)

別 表（平成29年4月1日改正）

※平成31年3月31日までの取得について有効

「資格更新審査基準単位」

認定認知症領域検査技師の資格更新審査に必要な最低単位数は100単位とし、次の中から取得した単位の合計数をもって審査する。なお、認定試験の受験に必要な単位は資格更新審査基準単位の必要最低単位数の2分の1以上とする。

1. 日臨技主催のJSDP技師講座の修了 40単位
2. 日臨技主催の指定講習会の修了 30単位
3. 日臨技主催のJSDPスキルアップセミナーの修了 20単位
4. 日臨技主催のスキルアップセミナーの修了 20単位
5. 日臨技主催の認知症対応力向上講習会A 30単位（平成29年度開催）
6. 都道府県技師会主催の認知症対応力向上講習会B 20単位（平成29・30年度開催）
7. 審議会委員を派遣する認知症関係学会の主催する研修会・講演会の参加 10単位
8. 上記1から7における講師を務めた場合 10単位
9. 日臨技各種認定制度の認定資格保有者 20単位
10. 都道府県技師会を含む他法人および他学会主催の認知症領域に関する研修会で、以下の条件すべてに合致している承認研修会への参加 5単位

[条件]

- ・通算講義時間は3時間を超えるもの
  - ・主催者より日臨技認定センター宛に開催の3ヶ月より前に申請され、審議会委員である日臨技理事により承認されたもの
  - ・講義参加証明書（修了証書ほか）が発行されること
11. 予防学会学術集会への参加（参加のみ）20単位（発表有り）30単位
- なお、予防学会が主催する各講座は、当学会の会員でなくても受講できるものとする。
12. 審議会委員である日臨技理事が予め指定する学会・研修会等への参加5単位
    - ・参加が確認できる参加申込受付票または領収書などが発行されること

別 表（平成27年2月25日改正）

※平成29年3月31日までの取得について有効

「資格更新審査基準単位」

認定認知症領域検査技師の資格更新審査に必要な最低単位数は100単位とし、次のの中から取得した単位の合計数をもって審査する。

1. 予防学会学術大会における認知症領域検査技師講座の修了40単位
2. 予防学会主催の認知症領域検査技師講座の修了20単位
3. 日臨技主催の認知症領域検査技師指定講習会の修了30単位
4. 審議会委員を派遣する認知症関係学会の主催する研修会・講演会の参加10単位
5. 上記1から4における講師を務めた場合10単位
6. 日臨技各種認定制度の認定資格保有者20単位
7. 他法人および他学会主催の認知症領域に関する研修会で、以下の条件すべてに合致している研修会・セミナーへの参加5単位

[条件]

- ・通算講義時間は3時間を超えるもの
  - ・主催者より日臨技認定センター宛に開催の3ヶ月より前に申請され、審議会委員である日臨技理事により承認されたもの
  - ・講義参加証明書として修了証書などが発行されること
8. 予防学会学術集会への参加10単位

なお、予防学会が主催する各講座は、当学会の会員でなくても受講できるものとする。